

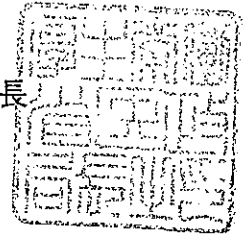


医政発第 0926003 号

平成 20 年 9 月 26 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長



再生医療推進基盤整備事業の実施について

今般、大学等で培われた再生医療分野に係る技術等を用いた共同研究を実施する場を提供することにより、再生医療の実用化を促進させることを目的とし、再生医療推進基盤整備事業を行うこととした。

については、別紙のとおり、「再生医療推進基盤整備事業実施要綱」を定め、平成 20 年 4 月 1 日から実施することとしたので、御了知の上、貴管下関係機関等への周知等につき御協力願いたい。

再生医療推進基盤整備事業実施要綱

1 目 的

この事業は、大学等で培われた再生医療分野の優れた日本の技術を育成し、国内での研究的医療の実施体制を確立するため、細胞実験機器等の設備を整備することにより、日本発の医薬品・医療機器の創出を促進し、国民の保健衛生の向上に資することを目的とする。

2 実施主体

大学病院等厚生労働大臣が認める者とする。

3 事業内容

再生医療の基礎研究、前臨床研究から臨床研究、臨床応用、実用化まで実施可能な医療機関が、再生医療の共同研究を実施するために必要な細胞実験機器等（細胞等を人体に投与することを目的としたものに限る。）の設備整備を行う。

4 整備対象

再生医療の共同研究を実施するために必要な細胞実験機器等の整備